

収入  
印紙

工事請負契約書

注文者 \_\_\_\_\_ (以下甲という)と

請負者 株式会社上江工務店 (以下乙という)とは

この契約書により工事契約を締結する。

1・工事名 \_\_\_\_\_

2・工事場所 \_\_\_\_\_

3・内容 \_\_\_\_\_

建築面積 \_\_\_\_\_ 延床面積 \_\_\_\_\_

4・工期 着手  
完成

5・請負代金額 \_\_\_\_\_  
うち工事価格(取引に係る消費税額を除く額) \_\_\_\_\_ ¥0  
取引に係る消費税額(10%) \_\_\_\_\_ ¥0

6・支払方法 甲は請負代金を次のように乙に支払う  
この契約成立のとき \_\_\_\_\_ ¥0 (契約時) 10%  
部分払い 第1回 \_\_\_\_\_ ¥0 (上棟時) 30%  
第2回 \_\_\_\_\_ ¥0 (中間時) 30%  
完成引渡しの際 \_\_\_\_\_ ¥0 (完成時) 30%

7・引渡時期 完成の日から \_\_\_\_\_ 10日以内

8・工事内容の変更等により、請負代金又は工期の変更が生じた場合は、双方協議して定める。

9・乙は工事物件の引渡し迄は自己の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並に第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない。

10・天災その他自然的又は人為的な事象であつて、甲又は乙のいずれにもその責めに帰すことのできない事由(以下「不可抗力」という。)により工事期間内に工事を完成出来ない場合遅滞なく甲にその理由と状況を申し述べ工事期間の延長を求めることが出来る。又不可抗力によつて工事の出来形部分、工事仮設物、工事材料、設備等について損害が生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を甲に通知し 損害については、甲、乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。その際火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を甲の負担額から控除する。

11・この契約に定めていない事項は、必要に応じ双方協議して定め、甲と乙は互に対等な立場で協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

12・当事者間に紛争が生じたときは、双方の承認する第三者を選んでその解決を依頼するかまたは建設業法に定める建設工事紛争審査会の斡旋または調停によつて解決を図る。

13・甲及び乙は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者暴力団準構成員、関係企業、総会屋、その他これらに準ずる者(以下総称して、「反社会的勢力」という)ではないことをそれぞれ相手方に対し確約する。

14・(特約条項)  
別紙、条件通り

以上、この契約の証として本書2通を作成し、各自記名押印のうえ各1通を保有する。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

住所 〒 \_\_\_\_\_

甲(注文者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒596-0821大阪府岸和田市小松里町2020番地

乙(請負者) 氏名 株式会社上江工務店 印